

業 発 第 60 号
令和2年7月9日

支部長各位

東京税理士会
会長 西村 新

家賃支援給付金及びフリーランス持続化給付金について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

中小企業庁から「家賃支援給付金」の電子申請が困難な者へのサポート及び「持続化給付金」に係る申請サポートについて周知依頼がございました。

本会では、ホームページ及び総務部メールニュース No.749(6月25日付)にて会員向け周知を行ってるところですが、貴支部においても、支部会員に併せてご周知いただきますようお願いいたします。

なお、以下の点について、ご留意ください。

1. 「家賃支援給付金」

5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継承を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金が公表されました。当給付金の申請サポートをするに当たって、当該申請は、電子申請に限定される予定であり、ICTに慣れていない又は通信環境が悪い等の理由で事業者が申請に困難を抱えることが懸念されます。こうした事業者の内、電子申請が困難な者へ電子申請の入力支援や必要書類の確認などの支援を行っていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

また、当該申請は、本人申請によることとされ、他者名義での申請は認められていないことから、代理・代行とならないよう留意する必要があります。

貴殿におかれましては、上記留意事項をお含みいただいた上で、支部会員にご周知方お願い申し上げます。

2. 「持続化給付金」

6月29日より、当給付金の支給対象が拡大され、2019年分の確定申告義務がない者など一定の者については、申請に際して、税理士の確認を受けた申立書の提出が必要となります。

つきましては、顧問先及び該当する事業者等から税理士に申立書の確認依頼があった場合は、ご協力いただきますよう、支部会員に周知方ご協力をお願いいたします。

なお、当申立書の確認については、税理士も有償で行うことも可能である旨中小企業庁へも確認しています。